解散公告（第三回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十四日

東京都品川区戸越三丁目五番一号

戸越サマリヤマンション管理組合法人

清算人　向井今朝男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年二月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十四日

東京都八王子市子安町一丁目二番六号南口駅前ビル二階　医療法人社団アンフィニ

清算人　森屋　隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年六月十九日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十四日

沖縄県那覇市樋川一丁目七番一号ライオンズマンション樋川三〇三号室

管理組合法人ライオンズマンション樋川

清算人　新里　智英

配当公告

大阪府東大阪市本庄西二丁目二番八号

破産者　日東株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十一年（フ）第三六六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七七二、九一一、八六五円

一、配当することのできる金額

金一四、五九三、三一七円

平成二十八年九月十四日

大阪市北区南森町二丁目二番二号南森町千代田ビル四階

破産管財人　弁護士　澤　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市和田町一丁目四八九四番地、最後の住所茨城県ひたちなか市八幡町九番三一号　被相続人　亡　白土　政子

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

事務所茨城県水戸市中央二丁目五番八号

第二くわばらビル二階

相続財産管理人　司法書士　川又　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市今市七八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　公一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

栃木県宇都宮市小幡一丁目五番二三号稲葉ビル二階　稲葉勉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲葉　幸嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸大宮市野田一六九〇番地、最後の住所千葉県市川市曽谷三丁目一九番七号　被相続人　亡　大森　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

事務所千葉県市川市八幡二―六―一五川長ビル四階　上野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　雅威

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区北大塚三丁目二三四四番地、最後の住所東京都豊島区北大塚三丁目二五番一五号　被相続人　亡　濵田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山二丁目八七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　藤本　勝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区北上野一丁目四六番地、最後の住所東京都台東区北上野一丁目四番一号　被相続人　亡　相澤　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市芝久保町一丁目七番、最後の住所東京都西東京市芝久保町一丁目七番一〇―六一一号　被相続人　亡　牛腸　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

事務所東京都新宿区新宿一丁目二六番一号長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

第３期決算公告

平成28年９月14日

福島県郡山市細沼町12―18

一般財団法人影山育英会

代表理事　添田　耕一

貸借対照表の要旨

（平成28年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,621
	固定資産	365,872
	合計	426,493
負味財産の部債及び正	流動負債	107,009
	固定負債	0
	負債合計	107,009
	一般正味財産	319,484
	正味財産合計	319,484
	合計	426,493

第３期決算公告

平成28年９月14日

愛知県豊橋市西幸町字古並51番地28

ＳＨホールディングス株式会社

代表取締役　榎山　哲生

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,183
	固定資産	256,901
	合計	258,084
負純資産の部及び	流動負債	71
	固定負債	43,000
	株主資本	215,013
	資本金	100
	資本剰余金	216,396
	（資本準備金）	（216,396）
	利益剰余金	△1,482
	（その他利益剰余金）	（△1,482）
	（うち当期純損失）	（560）
	合計	258,084

第32期決算公告

平成28年６月30日

静岡県浜松市北区引佐町黒渕44番地

株式会社スミテック

代表取締役　石鉢　俊幸

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	791,676
	固定資産	1,053,651
	合計	1,845,327
負純資産の部債及び	流動負債	1,200,570
	固定負債	6,970
	負債合計	1,207,539
	株主資本	637,788
	資本金	30,000
	利益剰余金	607,788
	その他利益剰余金	607,788
	（うち当期純利益）	（121,676）
	純資産合計	637,788
	合計	1,845,327